

暴風雪を想定した『車両移動訓練』を実施します

網走開発建設部では、大規模災害時における緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策として、関係機関と連携した災害対策基本法に基づく手続きの確認や大規模災害時における車両移動訓練を下記のとおり実施しますので、お知らせいたします。

記

1. 実施日時：令和6年11月21日（木）13：30～15：30
2. 実施場所：網走開発建設部 北見道路事務所（北見市西三輪5丁目9－1）（別紙1）
3. 参加機関：網走地方道路防災連絡協議会 北見地域幹事会関係者（別紙2）
4. 訓練内容：国道上において、暴風雪に伴い上下線とも立ち往生車両によって走行車線が閉塞された状況を想定し、緊急通行車両の通行ルートを迅速に確保するため、車両を移動させる訓練を実施（別紙3）
 - ① 災害対策基本法に基づく関係機関との連携や手続きを確認するステージ1「机上訓練」
 - ② 車両移動措置に留意したステージ2「車両移動訓練」
5. その他：報道機関で取材を希望される方は、訓練当日の13時15分までに直接会場へお集まりください。
なお、事前のお知らせは不要です。
来場者駐車場では係員の指示に従ってください。
屋外での見学となりますので、各自防寒対策をお願いいたします。
悪天候の場合は中止となる場合があります。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 網走開発建設部

道路防災推進官

もり
森

しゅうじ
修二

電話 0152-44-6549（直通）

広報官

いし
石

し
井

よしと
義人

電話 0152-44-6793（直通）

網走開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/ab/>



『災害対策基本法の一部を改正する法律』 (平成26年11月21日施行)

参考資料

大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる。

改正の背景

- 首都直下地震など大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生ずるおそれ。
- 一方、道路法に基づく放置車両対策は、非常時の対応としては制約があるため、緊急時の災害応急措置として、災害対策基本法に明確に位置づける必要。



法律の概要

1. 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策 (災害応急措置として創設)

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、道路区間を指定して以下を実施。

- 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
 - 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動 (その際、やむを得ない限度での破損を容認し、併せて損失補償規定を整備)
- ※ホイールローダー等による車両移動

2. 土地の一時使用等

1の措置のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能。

※沿道での車両保管場所確保等

3. 関係機関、道路管理者間の連携・調整

- 都道府県公安委員会は、道路管理者に対し、1の措置の要請が可能
 - 国土交通大臣は、地方公共団体に対し、1の措置について指示が可能 (都道府県知事は、市町村に対し指示が可能)
- ※高速道路については、高速道路機構及び高速道路会社が連携して対応



車両移動のための具体的方策
(例：ホイールローダーによる移動)



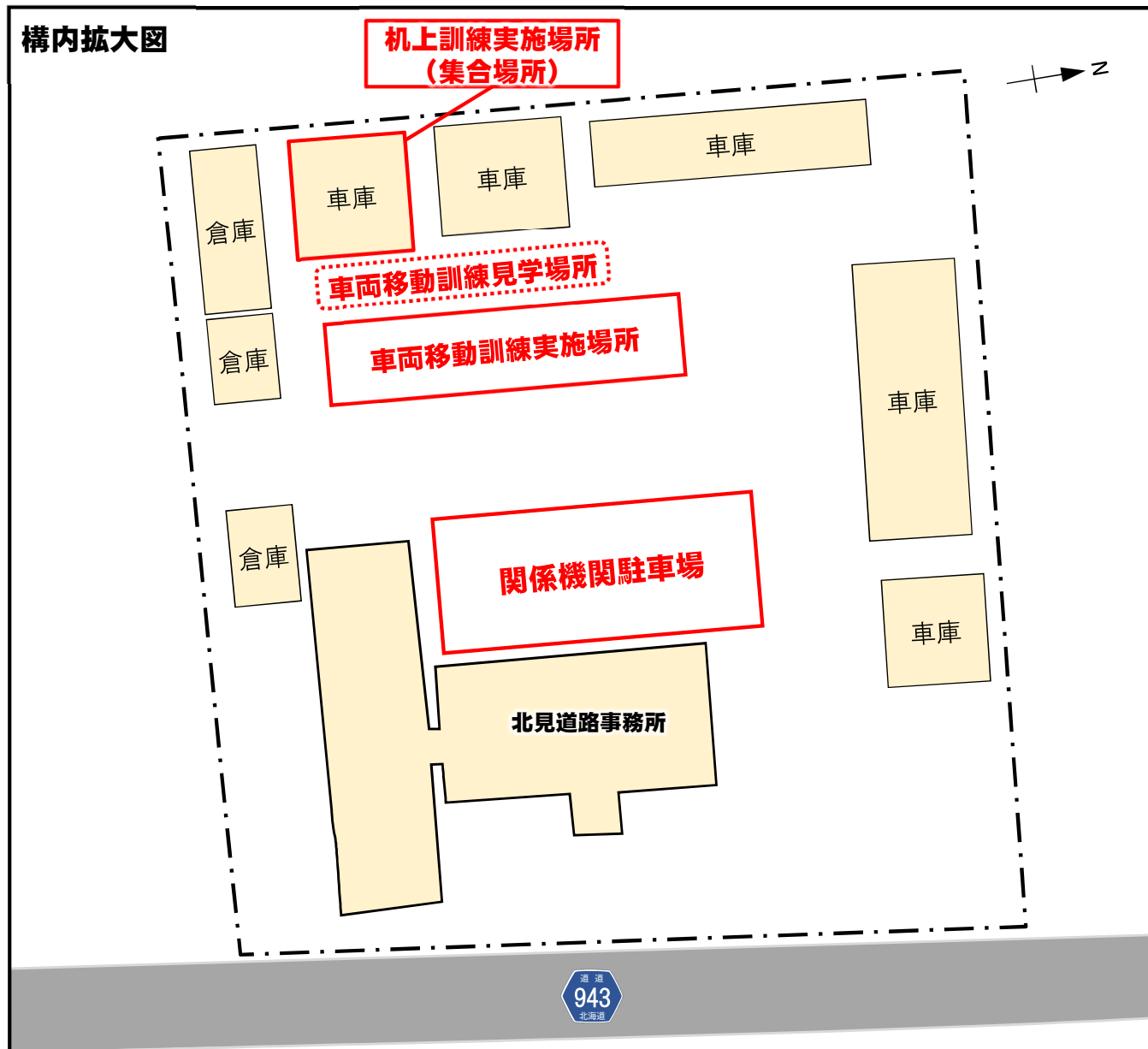
被災地へアクセスする道路についても、緊急通行車両の通行のため、緊急に啓開が必要

(首都直下地震における八方向作戦の例)

実施会場：網走開発建設部 北見道路事務所 (北海道北見市西三輪5丁目9-1)



構内拡大図



網走地方道路防災連絡協議会

網走地方道路防災連絡協議会は、地域住民と防災機関が一体となった「地域防災パートナーシップ」構築に向け、関係機関が情報を共有し、共通認識に基づく総合的な地域防災対策を実施していくために平成14年11月に発足し、現在48機関で構成されています。

取組概要

- ①地域防災協力体制の整備
- ②災害時の情報伝達の充実
- ③地域の防災意識の高揚
- ④その他、道路防災の必要事項に関すること

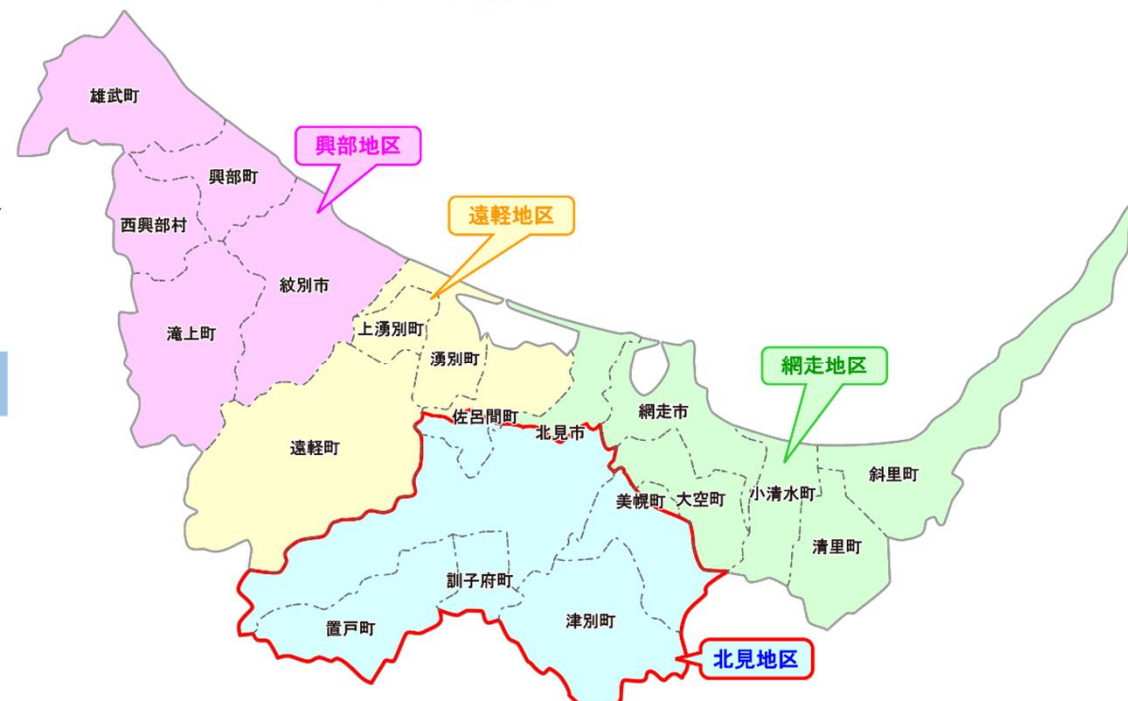
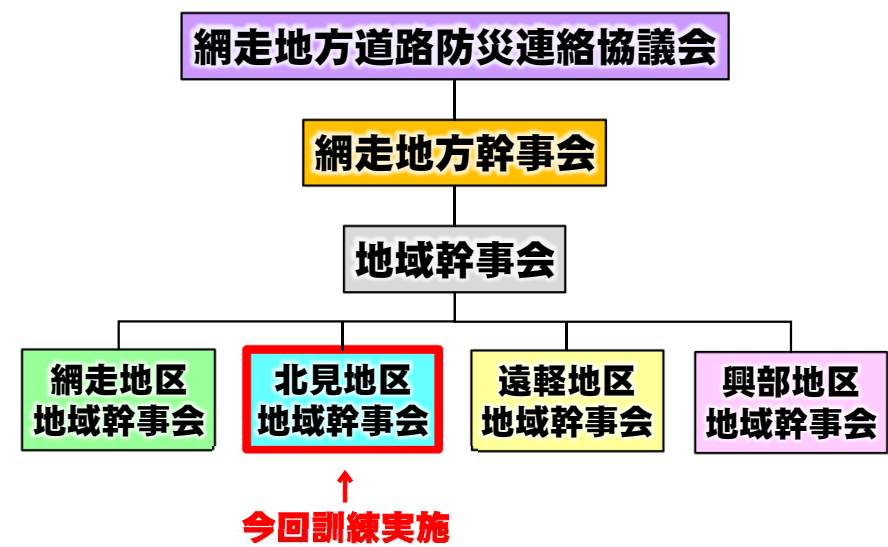
構成機関（全48機関）

- 【北海道】 オホーツク総合振興局,オホーツク総合振興局網走建設管理部
- 【市町村】 北見市,網走市,紋別市,大空町,美幌町,津別町,斜里町,清里町,小清水町,訓子府町,置戸町,佐呂間町,遠軽町,湧別町,滝上町,興部町,西興部村,雄武町
- 【警察】 北海道警察北見方面本部,北見警察署,網走警察署,紋別警察署,遠軽警察署,興部警察署,斜里警察署,美幌警察署
- 【消防】 北見地区消防組合,網走地区消防組合,紋別地区消防組合,斜里地区消防組合,遠軽地区広域組合,美幌・津別広域事務組合
- 【民間】 北見商工会議所,北海道商工会連合会オホーツク支所,オホーツク観光連盟,北海道北見バス株式会社,一般社団法人北見地区トラック協会,北見市ハイヤー組合,北見個人タクシー協同組合,網走地方気象台,北海道旅客鉄道株式会社,北海道電力ネットワーク株式会社北見支店,一般社団法人網走建設業協会
- 【自衛隊】 陸上自衛隊美幌駐屯地,陸上自衛隊遠軽駐屯地
- 【開発局】 網走開発建設部本部,遠軽開発事務所,北見道路事務所,網走道路事務所,興部道路事務所

北見地区地域幹事会構成機関

- 【北海道】 オホーツク総合振興局 網走建設管理部 北見出張所,事業室 事業課,オホーツク総合振興局 東部森林室
- 【市町村】 訓子府町,置戸町,北見市,端野総合支所,常呂総合支所,留辺蘂総合支所,美幌町,津別町,佐呂間町
- 【警察】 北海道警察 北見方面 北見警察署,美幌警察署
- 【消防】 北見地区消防組合 消防本部,美幌・津別広域事務組合 消防本部
- 【自衛隊】 陸上自衛隊 美幌駐屯地
- 【開発局】 網走開発建設部 北見道路事務所

組織体制

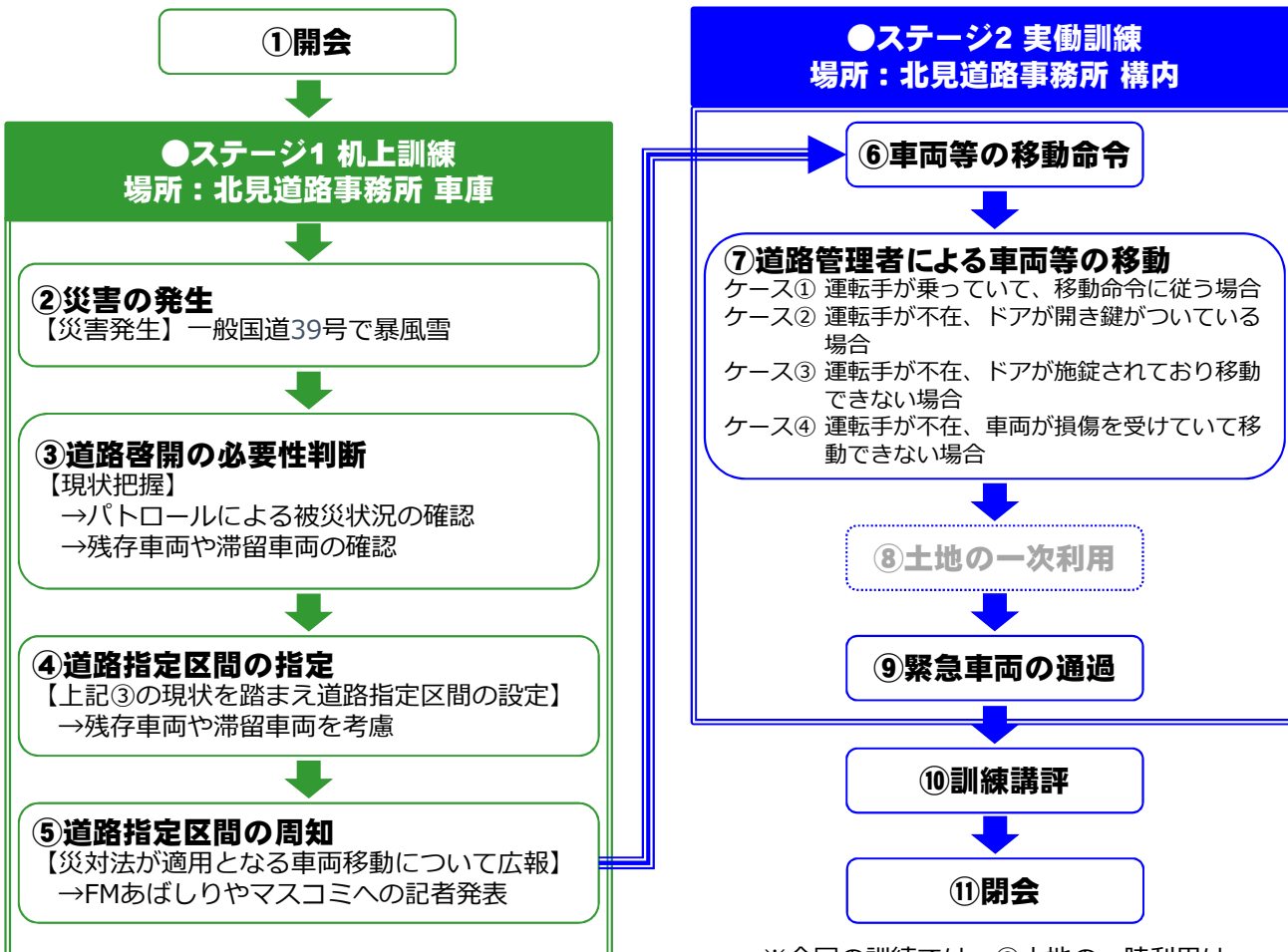


災害対策基本法に基づく道路管理者による車両移動訓練

【訓練目的】

災害対策基本法の改正（平成26年11月）を受け、道路管理者による車両の移動の手順を主に確認する。対象とする災害は暴風雪とし、道路管理者及び関係機関が道路の区間指定から車両移動に至るまでの流れを確認することを目的とした訓練を実施する。

【訓練の流れ】



※今回の訓練では、⑧土地の一時利用は発生しないものと仮定

【道路管理者による車両移動訓練のケース】

ケース	状況	車両移動方法
ケース①	運転手が乗っていて、移動命令に従う場合	道路管理者による誘導で運転手に移動を促す。
ケース②	運転手が不在、ドアが開き、鍵がついている場合	道路管理者が車両を運転して移動させる。
ケース③	運転手が不在、ドアに施錠、移動できない場合	必要最小限の損傷で道路管理者が移動させる。
ケース④	運転手不在、車両が損傷を受けていて移動できない場合	重機により緊急車両の通行を妨げない位置に移動させる。

【過去の訓練の様子（H29遠軽地区）】

